

岸和田市高齢者交通安全条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、本格的な高齢社会への移行に向けて、高齢者の交通安全対策が重点的に取り組むべき課題であることにかんがみ、高齢者の交通安全に関し、基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、高齢者に優しい交通環境の整備及び充実について必要な事項を定めることにより、高齢者の交通事故の防止を図り、もってすべての市民が安全で快適な生活が出来る交通社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 高齢者にとって安全であり、かつ、安心できる交通社会の形成は、市、市民、警察署その他の関係機関、関係団体等が相互に連携して、各種の交通安全対策を推進していくことを旨として行わなければならない。

2 高齢者にとって安全であり、かつ、安心できる交通社会の形成は、高齢者との世代が相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会を創造することを旨として行わなければならない。

（市の役割）

第3条 市は、基本理念にのっとり、高齢者の交通安全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、市民等が行う高齢者のための交通安全活動が推進されるよう、必要な取組に努めるものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、地域、家庭、学校等あらゆる場において、高齢者の交通安全に対する意識の高揚を図り、高齢者が安全で快適に暮らせる交通環境づくりに努めなければならない。

2 高齢者は、交通安全意識の高揚に努めるとともに、加齢に伴う身体的機能の変化等に対し、自ら歩行中の事故防止や安全運転等に留意した行動をするよう努めなければならない。

（交通安全教育等）

第5条 市は、高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対し、交通安全教育及び講習を行うとともに、高齢者の事故防止に関する広報及び啓発を行うものとする。

(交通安全施設の点検、整備)

第6条 市は、高齢者の交通安全及び移動の利便性に配慮した高齢者に優しい交通環境を実現するため、交通安全施設の点検整備に努めるものとする。

(高齢者交通安全モデル地区の指定)

第7条 市長は、高齢者の居住実態、交通事故の発生状況等を総合的に勘案し、前2条に規定する施策を重点的に実施するため必要があると認めるときは、高齢者交通安全モデル地区を指定することができる。

(推進本部との連携)

第8条 市長は、高齢者の交通安全に関する施策を実施するに当たっては、交通事故防止の推進を目的として、市、関係機関、関係団体等で組織された「交通事故をなくす運動岸和田市推進本部」と連携して行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附則

この条例は、公布の日(平成 年 月 日)から施工する。